

* 本マニュアルは、基本的なものであり、市内（学区内）の被害状況等に応じて適切な対応を実施する。

体制	震度	対 応 事 項	勤 務 時 間 内 に 発 生	勤 務 時 間 外 に 発 生	
		対 応 者		子どもがいる（学童、 <u>がんば</u> ルーム）	子どもがいない（夜間、土日等）
準備体制	震度 4	対 応 事 項	① 子どもの安全確保・臨時安全点検 ② 被害の状況に応じて学校で判断 ↓ ①、② について教委へ報告 ③ 保護者連絡用ツール「学びポケット」、連メル、HP の活用 （通常授業、授業打ち切り、下校時刻等を連絡） 打ち切りの場合は、下校指導を実施	① 室長、マネージャー等が子どもの安全確保 ② 被害の状況に応じて学童等で判断 （通常どおり、打ち切り） ③ 必要に応じて、管理職等がマネージャー等と連絡 ④ 保育課、生涯学習スポーツ振興課より、室長、各マネージャーに連絡を入れ、状況確認	※ 必要に応じて、施設・設備の臨時安全点検 ※ 必要に応じて管理職対応
		対 応 者 ※ 動き等	★ 管理職及び教職員 ※ 教委に連絡し退勤	★ がんばルームマネージャー ※ 教育委員会が んば ルーム事務局が連絡 ※ 必要に応じて管理職対応	
警戒体制	震度 5 弱	対 応 事 項	① 子どもの安全確保・臨時安全点検 ② 被害の状況に応じて学校で判断（必要に応じて、 教委と協議 ） ↓ ①、② について 教委へ報告 ③ 保護者連絡用ツール「学びポケット」、連メル、HP の活用 （通常授業、授業打ち切り、引き渡し等を連絡） 打ち切りの場合は、下校指導を実施 ④ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※ 避難所設営の場合は協力	① 室長、マネージャー等が子どもの安全確保 ② 室長、マネージャー等が引き渡しを実施 ③ 必要に応じて、管理職等が室長、マネージャー等と連絡 ④ 迎えにこない保護者がいた場合、室長、マネージャー等が保護者に連絡 ⑤ マネージャー等が教育委員会が んば ルーム事務局職員に引き継ぐ ⑥ 管理職等が施設・設備の臨時安全点検 ⑦ 管理職等が安全点検の結果及び今後への報告 ※ 避難所設営の場合は協力	① 子どもの状況把握（異常がある場合はアンケートツール「Forms」を活用し、安否確認等の状況報告を家庭から受ける） ② 施設・設備の臨時安全点検 ③ 安全点検の結果及び今後の対応について、 教委（安全担当）へ報告 ④ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※ 避難所設営の場合は協力
		対 応 者 ※ 動き等	★ 管理職及び教職員 ※ 管理職は、教育委員会の指示があるまで待機	★ 管理職及び必要に応じて校長が指定する教職員 ※ 管理職等が被害状況等について、教育委員会に報告	★ 管理職及び必要に応じて校長が指定する教職員 ※ 管理職等が被害状況等について、教育委員会に報告
非常体制	震度 5 強以上	対 応 事 項	① 子どもの安全確保・臨時安全点検 ② 学校近辺の被害状況から判断 ↓ ①、② について 教委へ報告 ③ 保護者連絡用ツール「学びポケット」、連メル、HP の活用 （引き渡し時刻、場所等を連絡） ④ 再度、施設・設備等の臨時安全点検を実施し、教委へ報告 ⑤ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※ 避難所設営の場合は協力	① 室長、マネージャー等が子どもの安全確保 ② 室長、マネージャー等が引き渡しを実施 ③ 必要に応じて、管理職等が室長、マネージャー等と連絡 ④ 迎えにこない保護者がいた場合、室長、マネージャー等が保護者に連絡 ⑤ マネージャー等が教育委員会が んば ルーム事務局職員に引き継ぐ ⑥ 管理職等が施設・設備の臨時安全点検 ⑦ 管理職等が安全点検の結果及び今後の対応について、教委（課長）へ報告 ※ 避難所設営の場合は協力	① 子どもの状況把握（異常がある場合はアンケートツール「Forms」を活用し、安否確認等の状況報告を家庭から受ける） ② 施設・設備の臨時安全点検 ③ 安全点検の結果及び今後の対応について 教委（課長）へ報告 ④ 家庭への連絡（臨時休業、開始時刻、弁当等） ※ 避難所設営の場合は協力
		対 応 者 ※ 動き等	★ 管理職及び教職員 ※ 管理職は、教育委員会の指示があるまで待機	★ 管理職及び校長が指定する教職員 ※ 管理職等は被害状況等について、教育委員会に報告し、原則待機	★ 管理職及び校長が指定する教職員 ※ 管理職等は被害状況等について、教育委員会に報告し、原則待機

※ 校外行事（遠足・修学旅行等）のとき地震が発生した場合は、上記を参考に、事前に策定した緊急対応マニュアル（安全確保、救護、学校・保護者への連絡等）に基づいて行動する。引率責任者が、①避難所退避、②学校にもどる、③家庭へ送る等の判断を行い、学校等との情報共有を図る。

※ 登下校中に地震が発生した場合は、上記を参考に、事前に策定した緊急対応マニュアル（安全確保、救護、学校・保護者への連絡等）に基づいて行動する。子どもは①ヘルメット、かばん等で頭を守る、②壁や塀につかまったり近づかない、③揺れが収まったら、公園や広場など広い場所へ行く（学校が近ければ学校へ）。学校は子どもの状況を把握し、必要に応じて教委（安全担当）へ報告。

※ 子どもの引き渡しについては、年度途中での引越しや職場変更等、家庭と確実に確認しておく。

※ 指定避難場所（榛沢：宮西公園、小学校校庭、岡部寄居公園 後榛沢：東光寺、榛の森公園 榛沢新田：二柱大神社 西田：西田自治会館 沓掛：妙権寺 山崎：天神社）

※ 避難所設営の場合の協力については、体育館が避難所となるため、災害対策本部の指示を受け、避難所設営に協力する。

緊急の場合、災害対策本部の指示がなくても避難者が来た場合は、体育館を開放する。

【深谷市の活動体制】 警戒体制・・・震度 5 強の地震発生した場合、災害警戒本部を設置。 非常体制・・・震度 6 弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部を設置。